

※自動車税(種別割)、軽自動車税(種別割)が課税されているものは除く

○工具・器具・備品(事務用品、パソコン、コピー機、看板、理美容機器、冷蔵庫、除雪機など)

申告書の送付

前年度に申告があった方、償却資産所有の有無の確認が必要な方には令和6年12月下旬に申告書を送付しています。新規に事業を始めた方や申告書が必要な方はご連絡ください。

提出期限 1月31日(金)

※取得価格を資産の耐用年数に応じて減価償却した課税標準額の合計が150万円以上になると固定資産税が課税されます。

※窓口混雑緩和のため、**税務課**資産税係へ郵送またはeLTAX(エルタックス)をぜひご利用ください。

☎税務課Tel28―8020

マイナンバーカードの お知らせ

●休日・夜間(予約制)

休日・夜間のマイナンバーカードの申請・交付は前開庁日までに電話か窓口でお申し込みください。

予約対象日時 ①1月～3月の毎週火曜日17時15分～19時(2月11日を除く)

②1月26日(月)、3月23日(月) 9時30分～12時30分

※受講料当日徴収

申込方法 開催日前日までに、窓口または電話でお申し込みください(火～土曜日9時～17時/祝日を除く)。

☎滝川市スポーツ協会Tel23―4617

生活

小型充電式電池の ひとみの出っ方

小型充電式電池を含む家電製品をひとみとして出す場合は、製品本体から小型充電式電池を取り外し、取り外した小型充電式電池は透明または半透明な袋に入れて特定品目として出してください。製品本体は通常の家電製品として燃やさないごみまたは粗大ごみで出すようお願いします。

製品本体から小型充電式電池を取り外せない場合は、販売店にご相談いただくか、本体ごと中空知衛生施設組合(東滝川760番地1)に直接搬入してください(有

場所 市民課

取り扱い業務 マイナンバーカードの申請・交付、電子証明書の更新

※住民異動届、証明書発行、印鑑登録、パスポート業務は、お取り扱いできませんのでご注意ください。

●**マイナンバーカード(顔認証)の申請について**

暗証番号を使わないで顔認証で保険証として利用するマイナンバーカードの申請ができます。暗証番号が登録されていないので、マイナンバー、各証明書のコンビニ交付は利用できません。詳しくはお問い合わせください。

☎市民課Tel28―8014

市税等の「口座振替済通知書」の廃止について

市税等を口座振替により納付している方に「口座振替済通知書」を送付していましたが、省資源化および経費節減の推進のため、令和7年度より廃止することとしました。納期限に口座振替された額については、通帳の記帳等によりご確認ください。

料)。詳しくはお問い合わせください。

☎くらし支援課Tel28―8013

令和7年度から適用される 個人住民税の税制改正

●**住宅ローン控除の拡充等(子育て世帯等に対する控除の拡充等)**

子育て世帯等(18歳以下の扶養親族を有する者または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者)における、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)が次のとおり改正されます。

住宅の区分	借入限度額(改正前)	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※東日本大震災の被災者等に係る特例についても、右記同様の改正を行います。

また、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特例について、子育て世帯等が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事

●**対象税目等**

国民健康保険税(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)

●**国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を社会保険料控除される方へ**

必要な場合は、「納付証明書(無料)」を発行します。詳しくは、問合先までご連絡ください。

☎税務課Tel28―8021、保険医療課Tel28―8016、介護福祉課Tel28―8026

福祉

献血にご協力をお願いします

日時・場所 1月27日(月) 9時30分～10時30分Ⅱ札幌建設管理部滝川出張所(流通団地)、11時～12時ⅡJAたきかわ広域営農センター(北滝の川)、12時30分～13時20分Ⅱ北海道電力ネットワーク滝川ネットワークセンター(西町)、14時40分～16時30分Ⅱたきかわ農業協同組合(本町)

☎福祉課Tel28―8024

ヘルプマークおよびヘルプカードの配付

福祉課窓口でヘルプマークおよびヘルプカードを必要な方に無料で配付します(ヘルプマークは申込者1人につき1個まで)。

をして、当該居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合にも適用対象となりました。改修工事費用250万円を限度に10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除されることとなり、所得税から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。

●**新築住宅の床面積要件の緩和**

新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る)について、建築確認の期限が令和6年12月31日(改正前令和5年12月31日)まで延長されます。

☎税務課Tel28―8019

医療費通知は医療費控除の申告手続きで使用できます

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療保険(後期)の医療費通知は各医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できます。なお、医療機関などの請求遅れや請求内容が審査中の場合は一部の受診記録が記載されていないことがあります。

医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載されていないものがある場合には、領収書に基づ

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや発達障がいの方など、外見からは援助や配慮が必要であることが分かりにくい方が着用することで、周囲からの支援を得やすくするものです。

ヘルプカード

障がいのある方などが持ち歩き、災害時や緊急時など、周囲の人に手助けを求めたいときなどに提示することで、支援を得やすくするものです。

☎福祉課Tel28―8022

健康

街のおしゃべりサロン「e-u-a(エルア)」

認知症や障がいがあっても誰でも参加できるお出かけの場です。保健師による個別相談も気軽にでき、認知症本人や認知症サポーターからなる「チームオレンジ」と、一緒におしゃべりや作業を行います。

日時 2月6日(木)、3月6日(木) 10時～11時30分

場所 三世代交流センター

内容 おしゃべり、積み木作り(軽

いて別途「医療費控除の明細書を作成し、その明細書を申告書に添付してください。

また、市町村などから医療費助成を受けている場合は、通知に記載されている金額が実際に窓口で支払った金額と異なる場合がありますので、通知の金額を訂正して申告してください。

☎国保の医療費通知：保険医療課国保年金係Tel28―8016

後期の医療費通知：保険医療課医療費助成係Tel28―8018

申告方法：税務課Tel28―8019

償却資産の申告はお早めに

事業(農業経営を含む)または営業を行っている法人や個人の方が、令和7年1月1日現在市内に所有している事業用の資産については、償却資産の申告が義務付けられています。

なお、資産を所有していても、その旨の申告をお願いします。

該当するもの

○構築物(舗装路面、ロードヒーティング、広告塔、テナントの内部造作、電気設備、給排水設備など)

○機械・装置(各種製造設備、ブルドーザー、油圧ショベル等の大型特殊自動車、のみすり機、乾燥機等の農業機械など)

○車両・運搬具(構内運搬車、フォークリフトなど)

作業)、保健師による相談

☎地域包括支援センターTel28―8029

たきかわっこ マタニティクラス

①**たまご編「マタニティライフを楽しむ」**

日程 1月30日(木)

内容 妊娠中に知っておきたいこと、マタニティ体操、交流

②**ひよこ編「お産・育児のイメージレッスン」**

日程 2月20日(木)

内容 お産・赤ちゃんがいる生活についてのお話、マタニティ体操、交流

【共通事項】

時間 13時30分～15時30分

場所 保健センター

対象 妊娠16週以降の妊婦の方(パートナーの方も参加可能です)

持ち物 母子手帳、飲み物(水やお茶)、動きやすい服装

申込方法 各開催日3日前までに保健センター窓口または電話でお申し込みください。

☎健康づくり課Tel24―5256

スポーツ

健康運動教室(ストレッチポール・楽しくストレッチーズ・シニア元気体操)

ストレッチポール・ストレッチーズ(伸縮性のある特殊な布)・シニア元気体操は、リラックスしたなかで、肩こり・腰痛予防、姿勢改善、ウエストの引き締め、骨盤底筋のトレーニング、転倒予防、脳トレを含めたゲームなどを楽し行う教室です。

コース	日程	時間	場所	対象	定員	受講料
ストレッチポール	1月17日(金)31日(金)	10時20分～11時11時20分～12時	滝川市スポーツセンター第1体育館	18歳以上	各回8人	1回当たり300円
ストレッチポール自重トレーニング	1月18日(土)	10時30分～11時30分		60歳以上		1回当たり500円
楽しくストレッチーズ	1月22日(水)					
シニア元気体操	1月21日(火)					

生活

小型充電式電池を含む家電製品をひとみとして出す場合は、製品本体から小型充電式電池を取り外し、取り外した小型充電式電池は透明または半透明な袋に入れて特定品目として出してください。製品本体は通常の家電製品として燃やさないごみまたは粗大ごみで出すようお願いします。

製品本体から小型充電式電池を取り外せない場合は、販売店にご相談いただくか、本体ごと中空知衛生施設組合(東滝川760番地1)に直接搬入してください(有

料)。詳しくはお問い合わせください。

☎くらし支援課Tel28―8013

令和7年度から適用される 個人住民税の税制改正

●**住宅ローン控除の拡充等(子育て世帯等に対する控除の拡充等)**

子育て世帯等(18歳以下の扶養親族を有する者または自身もしくは配偶者のいずれかが39歳以下の者)における、令和6年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)が次のとおり改正されます。

住宅の区分	借入限度額(改正前)	改正後
認定住宅	4,500万円	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

※東日本大震災の被災者等に係る特例についても、右記同様の改正を行います。

また、既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特例について、子育て世帯等が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事

をして、当該居住用の家屋を令和6年4月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供した場合にも適用対象となりました。改修工事費用250万円を限度に10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除されることとなり、所得税から控除しきれない額については、改正前と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除されます。

●**新築住宅の床面積要件の緩和**

新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置(合計所得金額1,000万円以下の年分に限る)について、建築確認の期限が令和6年12月31日(改正前令和5年12月31日)まで延長されます。

☎税務課Tel28―8019

医療費通知は医療費控除の申告手続きで使用できます

国民健康保険(国保)と後期高齢者医療保険(後期)の医療費通知は各医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用できます。なお、医療機関などの請求遅れや請求内容が審査中の場合は一部の受診記録が記載されていないことがあります。

医療費控除の対象となる支出で、医療費通知に記載されていないものがある場合には、領収書に基づ

いて別途「医療費控除の明細書を作成し、その明細書を申告書に添付してください。

また、市町村などから医療費助成を受けている場合は、通知に記載されている金額が実際に窓口で支払った金額と異なる場合がありますので、通知の金額を訂正して申告してください。

☎国保の医療費通知：保険医療課国保年金係Tel28―8016

後期の医療費通知：保険医療課医療費助成係Tel28―8018

申告方法：税務課Tel28―8019

償却資産の申告はお早めに

事業(農業経営を含む)または営業を行っている法人や個人の方が、令和7年1月1日現在市内に所有している事業用の資産については、償却資産の申告が義務付けられています。

なお、資産を所有していても、その旨の申告をお願いします。

該当するもの

○構築物(舗装路面、ロードヒーティング、広告塔、テナントの内部造作、電気設備、給排水設備など)

○機械・装置(各種製造設備、ブルドーザー、油圧ショベル等の大型特殊自動車、のみすり機、乾燥機等の農業機械など)

○車両・運搬具(構内運搬車、フォークリフトなど)